

【福岡市】学生起業スタートアップビザ

H31. 4. 26 福岡市提出

③学生起業スタートアップビザについて

趣旨

外国人留学生が **日本人と同等に在学中に起業できる 環境を整備したい**

現状

留学生が **在学中に創業活動を行う ハードルは高い**

① **在留資格「経営・管理」を取得する必要がある**

- ・ 在留資格「経営・管理」：常勤の職員が2名以上等 一定の規模が必要

② **スタートアップビザを活用できない**

- ・ スタートアップビザ（特区）：在留資格「留学」からの変更は **認めていない**
- ・ スタートアップビザ（全国）：在留資格「留学」からの変更は **卒業時のみ可能**

スタートアップビザとは

在留資格「経営・管理」の要件を一定期間後に満たすことを条件に 在留を認める特例

提案

大学等に**在学したまま スタートアップビザを活用し 創業活動を実施**



ポイント①：**在学中に** 在留資格「留学」からスタートアップビザへ **変更可能に**

ポイント②：スタートアップビザで在留中に **大学等に在学可能であることを明確化**

① スタートアップビザ（特区）の課題

<制度概要>

- 6月の在留を特例的に認める制度
- 在留資格「経営・管理」

<在留資格の変更>

- 「本邦に上陸しようとする外国人」を対象とした特例
- 国家戦略特別区域法の規定上
在留資格の変更による活用を認めていない

【法務省回答】

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る本提案については、ご提案いただいた内容を踏まえて検討を進める。

② スタートアップビザ（全国）の課題

<制度概要>

- 合計12月の在留を特例的に認める制度
- 在留資格「特定活動」

<在留資格の変更>

- 運用上(※) 卒業後は認めているものの
在学中に在留資格「留学」からの変更を認めていない
(※) 所管省庁による回答

【法務省回答】

外国人起業活動促進事業では、必ずしも大学を卒業していなくても、要件を満たせば「留学」からの在留資格の変更が可能である。仮に、「留学」から本件「特定活動」への在留資格変更許可申請がなされた場合には、個別の事情に応じて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由の有無を判断することになる。

③ 共通の課題

- スタートアップビザによる在留中に、大学等への在学が認められることが明確化されていない
- このため 在留資格の変更に躊躇する状況が想定される

【法務省回答】

御提案に関しては、明確化に係る周知方法等について検討を進める。